

「このとりマリー基金」のご案内

認定NPO法人

全国骨髄バンク推進連絡協議会

このとりマリー基金運営委員会

骨髄バンクやさい帯血バンクの成長と医療技術の進歩により、造血細胞移植医療は患者さんたちに治癒をもたらしてきましたが、治療の過程で生殖機能にダメージを受け不妊となる可能性もあります。一方で生殖医療も進み、がん患者のための未受精卵子保存などの研究も進められ、造血細胞移植を始める前に卵子を保存することにより、完治した将来、子どもを持つことも夢ではなくなりました。未来を見据えて卵子を保存することは、希望をもって厳しい治療に立ち向かう大きな原動力になると考え、若年で未受精卵子の保存を望む血液疾患の女性の患者さんを経済的に支援する基金が「このとりマリー基金」です。

「このとりマリー基金」は東京マリーンロータリークラブからのご厚志を原資として創設され、多くの皆様のご協力を得ながら運営されています。この基金により、多くの患者さんが将来への夢を持って闘病に向かわれることを希望します。

《血液疾患の患者さんが対象です》

患者支援の助成対象

- 今後、造血細胞移植や抗がん剤治療を開始する予定で未受精卵子保存を希望される未婚の女性患者で、現疾患の主治医の許可を得た方。
 - 日本国内に居住し、日本国内で治療中であること。
 - 対象年齢は卵子採取の時点で35歳以下である事。
 - 前年の世帯の総収入が、当基金の定める額を超えていない方（別紙 世帯収入上限額算定表を参照、全国骨髄バンク推進連絡協議会のホームページ「このとりマリー基金」でもシミュレーションできます）。
- ※世帯分離をされている方などでも、実質的な生活実態に則して収入を合算します。

患者支援金の助成内容

- 未受精卵子の凍結保存にかかる採取・保存費用
- 保管料は3年分まで申請可。ただし、若年者に限り18歳までは3年を超えて申請を受理。（上限額に達するまで、保管料の支払毎に申請）
- いずれの場合も上限額は総額で一人5万円。

支援助成金の申請時期

- 発病後、血液内科医と産婦人科医による受診の結果、未受精卵子の採取保存の実施が確定したとき。
- 保管料の請求がきたとき。

支援助成金の申請について

申請に当たっては、次の書類を下記までご送付願います。

1. 助成申請書（様式 1、6）は申請者が記入
2. 助成申請意見書（様式 2）は申請者に聞き取り患者相談員（メディカルソーシャルワーカー）が記入
3. 現在受診中の病院の主治医の推薦状（様式 3）
* 病名と治療内容、造血細胞移植など、不妊になる可能性がある治療を受ける旨が記載されていること。
4. 現在受診中の婦人科の病院の主治医の推薦状（様式 4）
* 治療内容等が記載されていること。
5. 患者相談員（メディカルソーシャルワーカー等）助成申請推薦状（様式 5）
6. 生計を一にする世帯全員記載の住民票
7. 収入を証明する物
* 市町村が発行する世帯全員の収入額の記載がある所得証明書（課税証明書）、自営業者は確定申告書と収支内訳書の写し、給与や事業収入以外の児童手当、年金（老齢・障害・遺族）、生活保護費などの給付を受けている場合はその金額が分かる書類。
8. 公的制度、医療機関、民間団体等から給付・援助・減免される場合は、全て記入して下さい。（様式 2）
9. 請求書・領収書があれば、そのコピー。保管料のみの申請の場合は請求書のコピーを必ず添付してください。

助成の審査と決定

- 申請を受理して必要書類が整っている場合は、基金運営委員会（医師・MSW・報道関係者・患者家族・骨髄バンク関係者等）にて審査し、3週間程度で書面にて審査結果を通知いたします。
- 審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。その際にご容赦ください。

支援金助成について

- 助成決定後、認められた金額を速やかに指定の金融機関の口座に振り込みます。

報告書提出の義務

- 支援助成金受領後、6カ月以内に報告書（領収書のコピー添付）をご提出いただきます。
- 助成金受領後、基金の趣旨に反することが明らかになった場合、助成金の返還請求を行う場合があります。

<送付先及び問い合わせ先>

〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-3-4 KT ビル 3F

特定非営利活動法人

全国骨髄バンク推進連絡協議会・こうのとりマリーーン基金

TEL : 03-6693-2840 （月～金 9:30～17:30） FAX : 03-5823-6365

e-mail : info@marrow.or.jp （メールは問い合わせのみ／申請は郵送で）